第二条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　定温式住宅用防災警報器　一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三　連動型住宅用防災警報器　住宅用防災警報器で、火災の発生を感知した場合に火災の発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

第三条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

第三条第十号イ中「次の各号」を「次」に改め、「七十デシベル」の下に「（音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二　火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

第三条第十一号イに次のただし書を加える。

ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。

第三条第十四号中「感知部」を「イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ　自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ　イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ　機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

第三条に次の三号を加える。

十八　接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

十九　定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十　連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ　火災の発生を感知した場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ　他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ　ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ　スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ)　スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(ロ)　火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅用防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ　無線設備を有するものにあつては、次によること。

(イ)　無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(ロ)　発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(ハ)　電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ)　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1)　火災の発生を感知した住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2)　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ)　火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ヘ)　他の機器と識別できる信号を発信すること。

第五条第一項中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　電源電圧変動試験　住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下の範囲内（他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

一の二　消費電流測定試験　電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

第五条第一項第三号中「四十度以下」の下に「（十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　滴下試験　住宅用防災警報器（端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び自動試験機能を有するものを除く。）は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　粉塵試験　住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格　Z　八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号の三」に改める。

第六条第一項中「八・二マイクロキュリー」を「三〇三・四キロベクレル」に改める。